

## 新型コロナウイルス感染症に関する 市の対応について

### 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

[次に当てはまる方は保健所にご相談ください]

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
- 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある  
※高齢者や基礎疾患がある方は、上記の状態が2日程度続く場合

相談窓口▶川口市保健所 ▶相談専用電話 **048-423-6832**

平日・土曜日昼間(8時30分～17時15分)

[新型コロナウイルス感染症の発生により  
影響を受けた方々への公共料金の支払猶予について]

新型コロナウイルス感染症の影響による離職や、収入の減少等により生活が困窮する方へ緊急措置として、公共料金(上水道・下水道・浄化槽・NHK・電気・ガス・電話)の支払いが困難な事情がある場合には支払いの猶予ができます。

#### ●上下水道料金のお支払い相談について

川口市上下水道局お客様センター(委託企業:第一環境株式会社川口営業所)

住所:川口市並木3-9-1第2永新ビル2階(ファミリーマートの上)

TEL:048-250-3871 FAX:048-252-5156

営業時間:平日午前8時30分～午後7時、土・日午前9時～午後5時

[中小企業者への支援について]

※新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

▶川口商工会議所 経営支援課 TEL: 048-228-2220

▶鳩ヶ谷商工会 TEL: 048-281-5555

▶埼玉県よろず支援拠点 TEL: 0120-973-248

※労働相談窓口▶埼玉労働局相談窓口 TEL: 048-600-6262

※雇用調整助成金について▶ハローワークプラザ川口 TEL: 048-229-8609

## 知っ 得 情報

### 確定申告はお済ですか?

ご家族が病気になったり介護が必要になったことにより、確定申告の手続きをしてなかったり、方法がわからないで何年もそのままにしていると相談が続いています。還付申告は5年までさかのぼって申請できます。所得税が還付されることもあります。必要書類を整えあきらめないで申告しましょう。

所得税の確定申告についてのお問い合わせ・提出先  
川口税務署 電話048-252-5141(代表)  
西川口税務署 電話048-253-4061(代表)

**問** 日本年金機構からの源泉徴収票を紛失してしまいました。再交付をしてもらえるのでしょうか。また、過去の源泉徴収票も必要ですが、過去の年の分は何年前まで交付できますか。

**答** ねんきんネット、ねんきんダイヤル(0570-05-1165)、ねんきん事務所または街角の年金相談センターで過去8年分の再交付が可能です。

**問** 窓口で再交付の手続きなら安心して相談や手続きができるのですが、川口市の街角の年金相談センターはどこにありますか。

**答** 「川口駅」東口から徒歩5分。川口センタービル13階にあります。  
(川口市本町4-1-8 電話048-227-3899  
受付時間 平日(月曜～金曜) 午前8時30分～午後5時15分まで)

**問** 障害者手帳を持ってなくても、満65歳以上で介護保険の要介護認定を受けていると、「障害者控除対象者認定書」により税の控除を受けることができると依然聞いたことがあります。これも過去の分が交付されますか。

**答** 過去の分も交付されます。川口市役所の長寿支援課窓口で「障害者控除対象者認定書交付申請書」の申請手続きをしましょう。